

独立監査人の監査報告書

平成 21 年 6 月 5 日

地方公共団体金融機構
理事長 渡邊雄司 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 暢 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡村 俊克 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒張 健 印

当監査法人は、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 10 号）第 5 条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構法（以下「法」という。）第 37 条第 1 項の規定に基づき、地方公営企業等金融機構（以下「機構」という。）の平成 20 年 8 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの第 1 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書並びに決算報告書について監査を行った。この財務諸表並びに決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の作成責任は理事長にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表が、機構関係法令（法、地方交付税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令（平成 21 年総務省令第 49 号。以下「整備省令」という。）第 2 条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構の財務及び会計に関する省令（平成 20 年総務省令第 87 号）（整備省令附則第 2 条第 1 号の規定により平成 21 年 3 月 31 日に終了する事業年度に係る財務諸表について適用する改正規定に係る部分）であつては、整備省令第 2 条の規定による改正後の地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令）をいう。）及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 決算報告書が、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上